

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(牛久小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
1	牛久小	上町	1	【牛久小学校通学路に隣接する竹やぶ及び雑木の伐採について】 飯島商店店舗閉鎖中から小学校迄の幅2m程の細い通学路に隣接する竹やぶが多くあり、整備不良で手つかずの為、通学路を防いでおり、子供達の通学上、安全面に問題があります。現状の仮ですと事故も起きかねません。 市として所有者に対し強攻な姿勢で臨んで下さい。	該当箇所については、以前からご意見をいただいております。地権者に通知文を送付し、所有者によって対応がなされた経緯があります。今回、現地を確認しまして、通行の妨げとなる竹木が確認出来ました。継続的な管理を含めた剪定依頼の通知を令和7年6月9日付で送付いたしました。	8月・2月に再通知を送付しております。 随時支障となる部分に対応しております。	教育委員会 環境経済部 建設部	教育支援課 環境政策課 道路整備課
2	牛久小	上町	2	【上町第二幼稚園の利用について】 上記幼稚園が牛久小学校内に移転し、現在建物及び跡地が現状の俣ですが、今後の利用方法をお聞かせください。	第二幼稚園は、園児数の減少等に基づく公立幼稚園の統合により、令和6年4月1日をもって閉園となりました。その建物や跡地の利活用につきましては、現在、検討を行っているところであり、今後も、様々な可能性を検討してまいります。	前回の回答と同様に、旧第二幼稚園の建物や跡地の利活用につきましては、現在、検討を行っているところであり、今後も、様々な可能性を検討してまいります。	教育委員会	教育施設課
3	牛久小	上町	3	上町行政区内にある飯島邸について昨年以降進行状況をお聞かせください。	旧飯島家住宅につきましては、令和5年の寄付受納以降、所蔵資料の調査を実施しております。その資料調査において、飯島家が牛久シャトーの創業者である神谷傳兵衛と交流があったことが確認できたことから、旧飯島家住宅の建物と所蔵資料を、文化庁から認定いただいている「日本遺産」の構成文化財への追加登録を申請しております。 また、資料調査と並行して行われている建物調査において、旧飯島家住宅の主屋が明治17年の明治天皇行幸の際に増築・改修されていたことや、行在所として使用された建物であることが分かりました。 今後につきましては、旧飯島家住宅の主屋と蔵を、国登録有形文化財として登録するために、文化庁に申請書を提出する予定です。また、膨大な量が残されている資料の調査につきましても、茨城県立歴史館等の協力を得ながら並行して進めてまいります。	令和7年7月に、旧飯島家住宅の建物と所蔵資料が、文化庁から認定いただいている「日本遺産」の構成文化財に追加登録されました。	環境経済部	未来創造課 文化財・シャトー 活用推進課
4	牛久小	下町	1	【交通安全の面から】 道路の白線のメンテ(ほとんど見えなくなっている部分、消えかかっている部分の白線引き)をお願いしたい。"横断歩道"そのものと"車道"・"歩道"の区分け部分。また、メンテに関して現在、優先順位をどのようにされているのか。	道路の白線につきましては、市内各所から多くの要望をいただいております。毎年、順次修繕を行っておりますが、緊急箇所につきましては、随時対応いたします。なお、センターライン等については道路整備課の所管、横断歩道や停止線については牛久警察署の管轄となります。関係機関と連携のうえ、適切に対応させていただきます。 メンテナンスの優先順位につきましては、交通量や道路の構造上の危険度等を総合的に判断しておりますので、ご理解をいただけますようお願いいたします。	横断歩道・一時停止線の引き直しにつきましては、令和7年9月2日、に牛久警察署へ要望書を提出いたしました。 今年度におきましては、市内で要望のあった路線から特に薄い部分の補修を発注いたしました。	市民部 建設部	地域安全課 道路整備課
5	牛久小	下町	2	ゴミの集積所において、下町行政区の某班で設置の箇所にも他地区の住民が搬入するのを班員(女性)が見つけたところ「私は牛久市民で税金を納めているのだから、構わないのだから」と逆切れされた事例があり。 他地区でも同じような事例があると思うが、うまい対処方法がないだろうか？	区外からの大量のごみの持ち込みの状況が確認された場合、市では集積所の利用者である区民以外の方向けに、利用できないことを伝える注意喚起のための案内を掲示しております。今回ご意見をいただき、早速、看板を設置させていただいたところですが、ごみの持ち込みが続くようでしたら、廃棄物対策課までご相談いただければと思います。	報告なし	環境経済部	廃棄物対策課
6	牛久小	下町	3	下町行政区内の6号旧道に市所有の砂利道が存在するが、早期に舗装化していただきたい。一部牛久市にて除草していただいているものの、われわれの手でも作業を行っている。 また、毎年倒竹が発生し、その都度切り離しているものの、処分できず放置しているので、なんとかならないか。	当該地につきましては、行政区との協議により、通常時は未供用となっております。通常時未供用の場所ですので、舗装は行っておりませんが、これまでも、碎石の敷き均しや宅地隣接部分の防草シートの施工等を実施してきたところです。今後におきましても、引き続き隣接地のご迷惑とならないよう管理をしていくとともに、隣接地からの倒竹につきましても通行時の支障にならないよう対応してまいります。	報告なし	建設部	道路整備課
7	牛久小	刈谷	1	【歩道の問題】 刈谷団地は歩道が道路より非常に高く、各家は車庫に車を入れるために歩道を削って斜面にする工事を行っている。歩道の起伏が激しくなり、日中でも歩道を注意して歩かないと足を取られてケガをする可能性が高い。10年以上改善を要請しているが、どうにかならないか。年配者は歩道を歩きたくても不安定になるため車道を歩いていて過去に事故もあったので、報道を歩道として使えるようにしてほしい。	ご意見のとおり歩道が車道より高く整備しているマウントアップ形式の歩道は、本来歩行者の安全性や雨水の宅地への侵入を防ぐ目的で採用されている歩道形式ですが、宅地の出入り等のための切り下げ部分では、歩道全幅が傾斜してしまうため、車椅子やシルバーカーでの通行が困難となってしまっております。しかしながら歩道と車道の高さを含ませるセミフラット形式への改修には、各宅地や交差する市道との接続部の調整や雨水排水の計画等、解決すべき課題が多岐にわたるため、他自治体の事例等も参考にしながら調査研究を進めているところでございます。今後におきましても、引き続き国の交付金活用も含め検討を進めてまいります。	報告なし	建設部	道路整備課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(牛久小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
8	牛久小	刈谷	2	がけ崩れ防止と避難問題:最近刈谷団地の北西にある茎崎方面に抜ける坂の斜面の倒木を撤去して頂いたが、斜面に生えている木が伐採され根株が残っている。根株が枯れた場合、10年ぐらいで斜面の土の保持力がなくなると推定される。刈谷団地の北側は急傾斜地、特別警戒区域となっていて崖崩れの危険性が高い。崖崩れ防止のための崖の植栽の維持についての市としての方針があるのか聞きたい。 以前大雨が降った時、刈谷団地の北側の住民に対して避難の呼びかけを消防が行ったが、誰も避難しなかった。がけ崩れ危険地帯の斜面に近い部分に、最近家を建設しているのが見受けられる。急傾斜地、特別警戒区域の市の建築許可はどのように行われているか。避難は各自の判断で行うが、自治会としてはどうすべきか。大雨降っている中、自治会役員の対応は不可能である。	はじめに、当該地は民有地であり、所有者による維持管理として伐採を行ったものと思われます。土砂災害警戒区域に指定されている土地につきましても所有者による管理が原則となります。市としましては、斜面が崩れる恐れがあるような状態が確認された場合には所有者へ対応を求めます。なお、倒木等、緊急性がある場合につきましては、発見・通報があり次第対応いたします。次に、建築基準法による建築確認は牛久市ではなく、茨城県で許可されます。刈谷団地の土砂災害特別警戒区域には現在、住宅等は建築されておりませんが土砂災害警戒区域については、県の建築基準条例に適合し、安全な措置を講ずれば建築可能となり、また、土砂災害特別警戒区域についても、建築物の外壁を含め構造を鉄筋コンクリート造とすることで建築可能となります。いずれの区域も住宅等は県の許可をもって建築可能となっております。なお、避難指示等を発令した際は、消防団による広報や防災無線等を活用し、安全確保を第一とした避難の呼びかけを行います。また、災害時に市から自治会に避難誘導等の協力を依頼することは原則ございません。まずはご自身の安全が最優先ですので、役員の方々には、平時からの区民の皆様への防災意識の向上にご協力いただければと思います。	報告なし	建設部 市民部	道路建設課 建築住宅課 防災課
9	牛久小	刈谷	3	【交通問題】 自転車の乗り方に対する認識のない方が高齢者、女性、若い人、中学生とも相変わらず多く大変危険。もっと徹底的なPR活動をして欲しい。牛久警察署と市役所が連携して実施してほしい。またアクセルとブレーキの踏み間違防止への取り組みとして取付補助金の制度を設け「急発進抑制装置」の装着促進に取り組んでほしい。補助金が無理ならせめて装着を促すキャンペーン等を実施し、啓蒙をはかって欲しい。	自転車運転マナー向上のPR活動につきましては、令和8年4月1日から施行される自転車の反則金制度と併せて、小中学生や高齢者等に対しては、市の交通安全教化員が実施する交通安全教室を通じ、違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性を啓発してまいります。また、高校生への啓発につきましては、警察等関係機関と連携した交通安全キャンペーンを実施してまいります。急発進抑制装置の装着促進につきましては、現在、補助金制度の予定はなく、季節毎に実施する交通安全運動時に合わせて啓発活動を行ってまいります。	自転車の安全運転に関することにつきましては、自転車の反則金制度と併せて、小中学生や高齢者等に対しては、市の交通安全教化員が実施する交通安全教室を通じ、違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性を啓発してまいります。(3月に2件実施予定) また、高校生への啓発につきましては、秋の全国交通安全運動街頭キャンペーンに市内の高校生に参加いただき、交通ルール遵守の重要性を再確認していただきました。加えて、市内各高等学校に教室の実施を依頼いたしました。 急発進抑制装置の装着促進につきましては、うしくWaiワイ祭りにおいて来場者にチラシを配布し、装置の周知を図りました。	市民部	地域安全課
10	牛久小	刈谷	4	【空き家問題】 空き家対策課は、苦情は受け付けるけれども住民の案件には対応できない。駅前交番は、見回りは強化しますが事件が起こらないと立ち入れない。ということではほぼ無策の状況です。最近空き家に若い男女が入り出して不審な動きもあるとの住民からの苦情が上がってきている。事件が起きる前に何とかならないか?	当該空家については、令和7年4月30日に貴行政区の役員の方より情報提供をいただき、同日、職員による現地確認を行ったうえで5月2日及び6月4日に所有者等に対して管理不全な状態を改善するよう通知させていただいております。今後も定期的に現地確認を行いながら改善の働きかけを行って参りたいと考えております。 また、空家への人の出入り等について牛久警察署に確認したところ、実際に空家への不審な人の出入りを見かけた場合、その場で110番通報又は牛久警察署にご連絡をいただければ、現場での職務質問により不審点を解明できますのでご協力をお願いいたしますとのことでした。	以下の通り対応を進めております。 OR7.7.24 情報提供 OR7.9.10 助言送付 OR7.12.1 現地確認、庭木の剪定等が行われていた。 現在は若干改善したため経過観察しておりますが、再び管理不十分な状態になれば改善の通知を発送します。 また、不審な人の空家への出入りがあった場合は、牛久警察署にご連絡ください。	建設部	空家対策課
11	牛久小	城中	1	【砂利道の簡易舗装化をお願いしたい】 未だに、住宅までの道路が砂利道で凹凸があり、雨降りの後は水たまりが何日も水が引かず、車の底部が当たってしまいます。この道路を利用しているお宅が3軒あり、早急に簡易舗装工事が凹凸の平坦化工事をお願いしたい。別紙地図①	現地を確認いたしました簡易舗装化等の整備を行うには、多くの調整が必要であり現在は整備が難しい状況です。現状の対応としまして、凹凸部分の補修工事を実施いたします。	6月中に補修工事を実施いたしました。	建設部	道路整備課
12	牛久小	城中	2	【国道6号交差点(城中根古屋近く)にカラー塗装をして頂きたい】 以前は最寄りの信号機が離れていたため通行しやすかったが、近くに牛久・土浦バイパス入口の信号機が設置された後、右左折が不便になりました。 横断歩道も有り、市内循環バスのかつば号が運行している交差点でもあり、6号国道下り線のカラーゾーン化をお願いしたい。本来であれば、信号機を設置して貰いたいくらいです。別紙地図②	当該箇所につきましては、国土交通省が管理する道路となっておりますので、常陸河川土浦国道出張所へ令和7年6月20日に要請をいたしました。今後、進捗等ありましたら、ご報告いたします。 なお、信号機の設置につきましては、茨城県警察(牛久警察署)が行っており、警察庁が定める「信号機設置の指針」等に基づき設置すべき場所であるかどうかを判断することです。行政区からの要望を取りまとめの上、牛久警察署に要望いたします。	信号機の設置につきましては、令和7年9月2日、牛久警察署に要望書を提出いたしました。	建設部 市民部	道路整備課 地域安全課
13	牛久小	城中	3	【固定資産税・都市計画税の課税明細書等の文字が小さすぎる】 令和7年度より課税明細書や納付書の様式変更があり、1件の記載に対し余白が多くあるのに文字が異常に小さくなった。1頁の掲載件数は少なくなり用紙枚数は増加した。なぜ様式を変更しなければならなかったのか、文字の大きさを前年程度に戻してほしい。	国においては、デジタル化を推進するため、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を制定し、今後、自治体の定める様式やシステムの統一を進めることとしており、全国の自治体は、これに基づき対応しているところです。 今年度の様式につきましては、この統一化のためにシステム変更を行ったところ、想定外に数字が小さく、見えにくくなってしまい、ご不便をおかけしております。 ご意見をいただいた内容につきましては、システム会社と協議し、文字の大きさを変えて見やすくできないかなどの検討を行っているところです。	報告なし	総務部	税務課
14	牛久小	秋住団地	1	牛久駅東口6号線刈谷団地方面への横断白線脇に設置されている側溝集水樹用グレーチング等の改修を要望。 降雨の度、排水が悪くグレーチング周辺が冠水し靴に水が入る恐れがある。 冠水原因はグレーチングの網目に挟まれた小石によって雨水が集水樹に落ちない事、加えてグレーチング面が高過ぎると思われる事です。	当該箇所につきましては、国土交通省が管理する道路ですので、常陸河川土浦国道出張所へ令和7年6月20日に要請をいたしました。今後、進捗等ありましたら、ご報告いたします。	報告なし	建設部	道路整備課
15	牛久小	秋住団地	2	牛久大橋歩道アスファルト凹凸面の平滑化修理をお願いします。 歩行や手押し車(車輪が小さい)の走行を円滑にする。	現地を確認したところ、通行上支障となりうる段差や凹凸等の損傷は見受けられませんでしたので、今後、通行上支障となる損傷が確認されましたら随時対応いたします。 また令和8年度に牛久大橋の修繕工事を予定しており、舗装の打ち換えも実施予定となっております。	報告なし	建設部	道路整備課

令和7年度タウンミーティング意見・回答&進捗状況報告 一覧(牛久小学校区)

No.	小学校区	行政区名	意見番号	意見の概要	意見に対する回答	進捗状況(令和8年1月31日時点)	担当部	担当課
16	牛久小	秋住団地	3	「牛久観光アヤマ園」の充実をお願いします。 標記アヤマ園は牛久小学校2学年の校外学習場所です。 大賀蓮を植栽すると教育効果の増大が期待されます。 アヤマ園ですから、菖蒲(ショウブ湯)と花ショウブの違いが分かる立て札の設置が望まれます。	「牛久観光アヤマ園」の池には、大賀蓮と睡蓮が植えられております。ご指摘の通り、適切な植栽を行うことにより、子供たちの教育効果が見込めると考えられます。今後につきましては、植物の状況を勘案しながら、適切な維持管理に努めてまいります(今期は、池の泥の除去作業を行い、植物の生育環境を整えました)。また、子供たちが花の名前を覚える良い機会となりますので、立て札の設置は行う予定です。	左欄に記載いたしました「意見に対する回答」のとおりですが、立て札の設置につきましては、開花時期に合わせて設置ができるよう準備を進めております。	環境経済部	未来創造課
17	牛久小	秋住団地	4	「掲示板」の増設設置工事費用に市の助成をお願いします。 当秋住団地のメイン道路は南北に200m余り、その北端に「掲示板」が1基あります。南端付近に居住する区民は「掲示板」が遠い事から殆ど読んでいません。「掲示板」を区民コミュニケーションの活性化観点から南端に1基増設したいと考えますので、その増設費用について市の助成が是非とも必要です。	現在、区民会館等に設置している掲示板は、集会所を新築した場合のみ、集会所敷地内に1か所のみ市民活動課が設置しております。行政区により、掲示板の数や用途も異なり、全てを補助金等で対応するのは困難でありますので、設置につきましては『行政区運営補助金』の活用をお願いいたします。	報告なし	市民部	市民活動課
18	牛久小	牛久駅西ニュータウン	1	正源寺坂下の交差点(添付地図場所)に「通学路」を表す緑色の路面塗装をしていただきたいです。 「通学路注意」の路面表記についてはご対応いただきありがとうございます。	交差点の塗装につきましては、各行政区からの要望を取りまとめた上で、現地調査を実施し、自動車の通行状況等を確認しながら、対応を検討してまいります。	本要望箇所については、交差点中心に十字マークが設置され、旧道からの下り坂にはカラー舗装を実施し、令和6年度には「学童注意」の路面標示を行いました。安全対策の内、カラー舗装については、広範な面積を舗装するものであり、費用が高額で、かつ定期的に塗り直しが必要であるため、設置については慎重に判断しております。通学路安全対策は、限られた予算の中で優先順位をつけて対策を実施しており、本年度も多くの対策要望が寄せられている現状があります。このような中、本年度の対策実施は見送りとさせていただきます。	市民部	地域安全課
19	牛久小	牛久駅西ニュータウン	2	防災無線の放送が弊行政区内であっても、音が大きいとおっしゃるご家庭と小さいとおっしゃるご家庭がございます。 スピーカーの向き等調整頂き、聞こえ方の平準化をおねがいたします。	防災無線は、緊急情報等をお知らせする情報伝達手段の一つです。外にあるスピーカーから音を流す特性上、多くの方に伝達することが可能な一方で、近くの方には大きく聞こえ、遠くの方には小さく聞こえるという課題があります。いただいたご意見は業者と相談し、市全体の音の到達範囲を考慮しながら、可能な範囲で対応検討したいと思います。また、市といたしましては、防災無線の放送を補完する目的で、フリーダイヤルの聞き直しサービス、防災アプリ、市のホームページ等で同時に情報発信を行っておりますので、併せてご活用いただければと思います。	業者と協議をおこないましたが、市全体の音の到達範囲を考慮したところ、現行のスピーカーの種類や向きが最適であると判断しました。どの地点でも同じ音量で聞こえる状態にすることは、技術的に極めて困難ですが、今後もできる限りの平準化を目指してまいります。	市民部	防災課